

様式第1号（第7条関係）

審査基準・標準処理期間整理票

処分の内容	排水設備等の計画の確認		
根拠法令 及び条項	蓮田市下水道条例第7条		
審査基準	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第4条第1項に該当する場合を含む。） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第4条第2項第 号に該当）		
	公表 <input checked="" type="checkbox"/> する <input type="checkbox"/> しない（公表しない場合の根拠：第7条第4項第 号に該当）		
	【内容】 （※審査基準を公表する場合のみ記載すること。） 蓮田市下水道条例第7条 蓮田市下水道条例施行規程第5条 下水道法第10条 下水道法施行令第8条		
審査基準 設定年月日	平成9年10月1日	審査基準 最終変更年月日	年 月 日
標準処理期間	<input checked="" type="checkbox"/> 有（第6条において準用する第4条第1項に該当する場合を含む。） 期間（請求があった日の翌日から起算して9日以内） <input type="checkbox"/> 無（根拠：第6条において準用する第4条第2項第 号に該当）		
標準処理期間 設定年月日	令和6年3月14日	標準処理期間 最終変更年月日	年 月 日
所管部署	上下水道部 下水道課		
備考			

注 許認可等をするかどうかの判断基準が法令又は条例等において具体的に規定し尽くされているため審査基準を設定する必要がない場合は、その旨及び当該法令の定めを審査基準の内容欄に記載すること。

○蓮田市下水道条例

(排水設備等の計画の確認)

第7条 排水設備又は前条の排水施設（これらに接続する除害施設を含む。以下「排水設備等」という。）の新設等を行おうとする者は、あらかじめ、その計画が排水設備等の設置及び構造に関する法令の規定に適合するものであることについて、管理者が定めるところにより、申請書に必要な書類を添付して提出し、管理者の確認を受けなければならない。

2 前項の申請者は、同項の申請書及びこれに添付した書類に記載した事項を変更しようとするときは、あらかじめ、その変更について書面により届け出て、同項の規定による管理者の確認を受けなければならない。ただし、排水設備等の構造に影響を及ぼすおそれのない軽微な変更で管理者が定めるものにあつては、届け出ることを要しない。

○蓮田市下水道条例施行規程

(排水設備等の計画の確認申請)

第5条 条例第7条第1項の規定による排水設備等の計画の確認を受けようとする者は、様式第3号の排水設備等計画確認申請書に、次に掲げる書類を添え、工事着手日の10日前までに管理者に提出しなければならない。この場合において、土地又は家屋の状況により数人で共同して新設等をするときは、代表者を定め、代表者が申請するものとする。

(1) 次に掲げる事項を表示した図面

ア 排水設備等を設置し、又は改築しようとする土地（以下この号において「申請地」という。）の案内図

イ 申請地内にある建築物及び台所、浴室、洗濯場、便所その他汚水を排除する施設の配置図

ウ 他人の排水設備等を使用するときは、その他人の排水設備等の配置図

エ 排水管の種類、形状、寸法、勾配及びます等の配置を表示した平面図

オ 阻集器、ポンプ施設等又は除害施設を設けるときは、その形状、寸法及び能力を表示した図面並びに配置図

(2) 他人の土地又は排水設備等を使用するときは、その他人の土地又は排水設備等の使用の同意書

(3) 前2号に掲げるもののほか、管理者が必要と認める書類

2 管理者は、前項の申請があつたときは、その内容を審査し、適当であると認めたときは、様式第4号の排水設備等計画確認通知書により通知するものとする。

下水道法

(排水設備の設置等)

第十条 公共下水道の供用が開始された場合においては、当該公共下水道の排水区域内の土地の所有者、使用者又は占有者は、遅滞なく、次の区分に従つて、その土地の下水を公共下水道に流入させるために必要な排水管、排水渠（きよ）その他の排水施設（以下「排水設備」という。）を設置しなければならない。ただし、特別の事情により公共下水道管理者の許可を受けた場合その他政令で定める場合においては、この限りでない。

- 一 建築物の敷地である土地にあつては、当該建築物の所有者
 - 二 建築物の敷地でない土地（次号に規定する土地を除く。）にあつては、当該土地の所有者
 - 三 道路（道路法（昭和二十七年法律第百八十号）による道路をいう。）その他の公共施設（建築物を除く。）の敷地である土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者
- 2 前項の規定により設置された排水設備の改築又は修繕は、同項の規定によりこれを設置すべき者が行うものとし、その清掃その他の維持は、当該土地の占有者（前項第三号の土地にあつては、当該公共施設を管理すべき者）が行うものとする。
- 3 第一項の排水設備の設置又は構造については、建築基準法（昭和二十五年法律第二〇一号）その他の法令の規定の適用がある場合においてはそれらの法令の規定によるほか、政令で定める技術上の基準によらなければならない

下水道法施行令

(排水設備の設置及び構造の技術上の基準)

第八条 法第十条第三項に規定する政令で定める技術上の基準は、次のとおりとする。

- 一 排水設備は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、公共下水道のますその他の排水施設又は他の排水設備に接続させること。
- 二 排水設備は、堅固で耐久力を有する構造とすること。
- 三 排水設備は、陶器、コンクリート、れんがその他の耐水性の材料で造り、かつ、漏水を最少限度のものとする措置が講ぜられていること。ただし、雨水を排除すべきものについては、多孔管その他雨水を地下に浸透させる機能を有するものとする事ができる。
- 四 分流式の公共下水道に下水を流入させるために設ける排水設備は、汚水と雨水とを分離して排除する構造とすること。
- 五 管渠（きよ）の勾（こう）配は、やむを得ない場合を除き、百分の一以上とすること。
- 六 排水管の内径及び排水渠（きよ）の断面積は、公共下水道管理者である地方公共団体の条例で定めるところにより、その排除すべき下水を支障なく流下させることができるものとする事。
- 七 汚水（冷却の用に供した水その他の汚水で雨水と同程度以上に清浄であるものを除く。以下この条において同じ。）を排除すべき排水渠（きよ）は、暗渠（きよ）とすること。ただし、製造業又はガス供給業の用に供する建築物内においては、この限りでない。
- 八 暗渠（きよ）である構造の部分の次に掲げる箇所には、ます又はマンホールを設け

ること。

イ もつぱら雨水を排除すべき管渠（きよ）の始まる箇所

ロ 下水の流路の方向又は勾（こう）配が著しく変化する箇所。ただし、管渠（きよ）の清掃に支障がないときは、この限りでない。

ハ 管渠（きよ）の長さがその内径又は内のり幅の百二十倍をこえない範囲内において管渠（きよ）の清掃上適当な箇所

九 ます又はマンホールには、ふた（汚水を排除すべきます又はマンホールにあつては、密閉することができるふた）を設けること。

十 ますの底には、もつぱら雨水を排除すべきますにあつては深さが十五センチメートル以上のどろためを、その他のますにあつてはその接続する管渠（きよ）の内径又は内のり幅に応じ相当の幅のインバートを設けること。

十一 汚水を一時的に貯留する排水設備には、臭気の発散により生活環境の保全上支障が生じないようにするための措置が講ぜられていること。